

議案第80号

鳥取県町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和7年4月1日から、次のとおり鳥取県町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、及び同組合規約の一部を変更する協議をすることについて、同法第290条の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年12月10日

三朝町長 松 浦 弘 幸

- 1 鳥取県町村総合事務組合の共同処理する事務の変更
共同処理する事務として、次の事務を加える。
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第2条に規定する学校医等の公務上の災害に対する補償に関する事務
- 2 鳥取県町村総合事務組合規約の一部を変更する規約
鳥取県町村総合事務組合規約（平成29年4月1日告示第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
共同処理する事務	組合町村	共同処理する事務	組合町村
略		略	
5 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条及び第70条に規定する非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害	岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町、日野町江府町日南町衛生施設組合、南部町・伯耆町清掃施設管理組合、南部箕蚊屋広域連	5 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条及び第70条に規定する非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害	岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町、日野町江府町日南町衛生施設組合、南部町・伯耆町清掃施設管理組合、南部箕蚊屋広域連

に対する補償に関する事務	合、日野病院組合	に対する補償に関する事務	合、日野病院組合
6 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第2条に規定する学校医等の公務上の災害に対する補償に関する事務	岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町		

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。